平成22年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

平成22年3月25日(木)

議事日程第1号

平成22年3月25日(木曜日) 午後3時 開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 報告第1号 専決処分の報告について

第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

第5 議案第2号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例

第 6 議案第 3 号 公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正 する条例

第7 議案第4号 平成21年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)

第8 議案第5号 平成22年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算

出席議員(9名)

1番 熊田喜八 2番 宗形徳次 3番 塩田邦平

4番 菊地栄助 5番 生田目進 7番 森 新男

8番 荒井裕子 9番 矢部一郎 10番 市村喜雄

遅参通告議員 なし

欠席議員(1名)

6番 関根郁夫

説明のため出席した者

企業長 伊東幸雄 院長 吉田直衛

事務長 阿部泰司 看護部長 加藤悦子

総務課長 村上清喜 医事課長 滝田賢司

病院建設対策室長 有我新一 企画情報室長 有賀直明

事務局職員出席者

総務課長補佐 塩田 卓 主事 三瓶弘三

午後3時00分 開会

議長(市村喜雄君)

ただいまより平成22年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、6番、関根郁夫議員です。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査の結果報告書が提出されております。印刷の上、お 手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

これより議事に入ります。

日程第1、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、8番、荒 井裕子議員、9番、矢部一郎議員、1番、熊田喜八議員を指名いたします。

この際、日程第3、報告第1号から日程第8、議案第5号までの報告1件、議案 5件を一括して議題といたします。

あらかじめお願いいたします。説明、質問及び答弁に当たっては、自席で起立の 上、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

企業長。

企業長(伊東幸雄君)

それでは、本日、病院企業団議会3月定例会が招集となりましたところ、議員の

皆様方にはご多用のところご参集いただき、誠にありがとうございます。

今期定例会におきましては、ただいまー括議題となりました報告1件、単行議案3件、予算議案2件、計6件についてご審議をいただくこととなりますが、まず提案理由の説明に先立ちまして、貴重な時間をおかりすることになりますが、このたび、本院附属高等看護学院の専任教員が個人情報を入力したUSBメモリーを紛失した件についてお詫びを申し上げたいと思います。

今月8日、当該教員が本年度卒業生31名分の成績証明書等の個人情報が入力されておりますUSBメモリーを本院の情報管理規程に基づく保管方法によらずに、 業務終了後、着用の私服のポケットに入れたまま帰宅し紛失したものでございます。

日ごろから全職員に対して、病院運営に対する意識改革と服務規律等の徹底をするよう指導してきたところでありますが、学生の指導的立場にある職員が今回の行為によって学生並びに保護者を初め、地域の皆様方から病院全体に対する信頼と信用を失墜させたことは誠に遺憾なことであります。

今後はこのような事態を二度と起こさないよう、服務規律の保持、さらには法の 遵守をさらに一層徹底させまして、信頼の回復に私を初め職員一丸となって全力を 挙げて取り組んでまいります。何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げる次 第でございます。改めて深くお詫びを申し上げます。

それでは、まず本院の特別顧問に就任をいただいています菊地県立医科大学の理事長兼学長からもいろいろご指導をいただきながら、職員一丸となって推進してまいりました今年度の病院事業の概要について主なものについてご報告を申し上げます。

改めまして、病院運営の指針としております公立岩瀬病院改革プラン、これについては推進2年目を迎えるに当たりまして、これまでの取り組みを点検・評価し、地域医療の拠点施設として役割を果たしていくための基本的な考え方について少々申し上げたいと思います。

それでは、初めに病院経営の根幹となります医師の招聘についてでございます。 新年度から常勤医師が増員となることに関しまして、改めてご報告を申し上げます。

この件につきましては、院内にプロジェクトチームを設置いたしまして、福島県 立医科大学を初め、関係機関への訪問活動、これを積極的に行うとともに、地元の 医師会とも連携を強化しながら取り組んできたところでございます。 この結果、新年度から常勤医師として、整形外科医が2名、内科医が1名、婦人 科医が1名、さらに研修医1名の増員が見込める状況となったところでございます。

なお、副院長兼整形外科部長については、本年3月末で一応定年ということになっておりますが、引き続き本院での診療にご尽力いただけるということで了承を得ておりますので、新年度の診療体制は、常勤医師が前年比で4名増となる見込みでございます。診療体制の一層の充実が図られるものと考えております。

次に、改革プランの進捗状況についてでございます。本件につきましては、3月4日に第2回の改革プラン評価委員会を開催いただきまして、本院が現在プランに即し取り組んでいる事業30項目にわたりまして進捗状況を説明させていただきました。また、各委員の皆様からの貴重なご意見をいただいたところでございます。

主なものを申し上げますと、まず支出面での取り組みですが、給与等の削減、あわせましてワタリ制度を廃止いたしましたことによって、金額にして約1億1,000万円余り、さらには薬剤の後発品、いわゆるジェネリック薬品への切り替えでございますが、これらの変更及び診療材料のSPD(外注化)ですけれども、これの導入によって、2月末現在で前年度に比較して約2,600万円の削減が図られたところでございます。

さらに、二次医療機関としての役割を果たすため、また収入面でも大きな割合を 占めますが、入院患者等の増加に向けて、昨年8月の夏場に入院患者さんが落ち込 みまして危機感を持ったわけでございますが、これ以降、私と病院長ほかで管内の 診療所を直接訪問いたしまして、二次医療機関としての本院の対応策、あるいは病 院と診療所の連携の充実等について直接意見を交換してきたところでございます。

こういったこともありまして、9月以降は紹介率、開業の先生から病院に患者さんを紹介してもらう率ですが、この紹介率、さらには逆紹介率、病院のほうから開業の先生に患者さんを戻す、紹介するという逆紹介率、いずれも上昇傾向にあります。それに伴いまして、それ以降の病床利用率も高い率で推移をしております。さらに、保健環境組合構成市町村等の協力によりまして、昨年11月からは平日夜間の救急診療所ということで、開業の先生方のご協力もいただいて診療所が開設されておりますけれども、この診療所との役割分担なども担っておりますので、診療所との連携強化も一層図られてきたものと考えておるところでございます。さらに、1月から須賀川歯科医師会の協力を得まして、市内の歯科医師の方31名、本院の

登録医となっていただきました。これによって入院患者さんの訪問歯科診療の開始 をしたところでございます。

今後は、この改革プランを推進するに当たって、今回の医師増員などもありますので、こういった状況の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、診療所、地元医師会、行政など関連機関との連携を図りながら、各種改善策を積極的に推進し、病院運営の早期健全化に努めてまいりたいと思っております。

なお、改革プランの進捗については、ただいま報告した以外の取り組みについては、お手元のほうに資料として配付をさせていただきました。ご覧いただくようにお願いを申し上げます。

次に、平成21年4月から22年2月、先月までの運営状況についてご報告をさせていただきます。

まず、患者数の状況ですけれども、2月末までで入院が5万6,538人、前年 同期と比較しまして547人の増となっております。外来のほうの患者さんは7万 9,111人、これも前年同期と比較しますと4,780人の増となっております。 結果、医業収益でございますが、前年同期と比較して、2月末現在ですが、2億3, 224万円ほどの増となっております。

病院事業の経常収支ですけれども、2月末現在で経常収益31億8,051万円、対して経常費用のほうは35億25万円となっております。収支バランスが悪いように見えますけれども、実は年度末に構成市町村のほうから不採算医療分ということで繰入金2億4,700万円が3月に入ってまいります。既に入っておりますけれども、この分が除いてありますので、これが収入済みとなりましたら最終的に3月終われば収支差引額というものは今年度の当初予算での赤字額を圧縮できるという見込みを立てております。

次に、新病棟建設工事の進捗状況について申し上げます。

本年度末までに3階床までの軀体を完了することを目標に工事を進めてまいりましたけれども、比較的天候にも恵まれましたことなどによって順調に推移をしております。昨日コンクリート打設をもちまして、予定どおり完了したところであります。

なお、3月末までの工事出来高は約35%を見込んでおるところでございます。 今後は病棟部分、3階から上の階になりますけれども、これを施工していくとい うことになりますが、病棟ですので各階ともほぼ同じ間取りになりますから、工事のスピードもこれまで以上にアップをしていくということになろうかと思いますが、いずれにしても安全管理に万全を期しまして、計画どおりの事業推進に努めてまいる考えでございます。

次に、議案第5号「平成22年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」についてでございます。

昨年の3月、改革プランを策定したときには、全国的な医師の不足という現状を踏まえまして、本院においても当分の間、病院経営の根幹となる常勤医師を招聘することはなかなか困難だなという前提で、本年度、21年度については2億7,562万円の赤字予算ということで編成をさせていただいておりますが、先ほど申し上げましたように、新年度からは常勤医師が4名増ということにもなるわけでございますので、22年度につきましては、このような状況の変化を勘案し、また地域の診療所あるいは病院との連携の強化、安全・安心な医療サービスの提供に引き続き取り組むことなど、地域医療の拠点施設としての役割を担いながら、かつ改革プランに示した数値目標を達成するということを主眼に、22年度予算編成作業を進めて参ってきたところでございます。

初めに、収支のうち収入に係る積算基礎でございますけれども、病床数、入院患者数、外来患者数、診療単価については、本年度の実績、あるいは政権交代後になりますが、2年に1度の診療報酬改定が病院勤務医を重視する姿勢、こういったものが打ち出されておりますので、さらに総枠で10年ぶりになります診療報酬のプラス改定ということを踏まえ、総額では41億5,865万8,000円といたしました。この額は前年度比14.4%、額にして5億2,434万8,000円の増となります。支出につきましては、常勤医師の増員に伴う給与費、あるいは診療体制が拡充をされるということに伴う薬剤ですとか診療材料費等、こういった経費の増、さらには新病棟が完成することによります施設管理費の増、こういったものを見込みまして、総額で41億5,865万8,000円とするものであります。支出のほうは前年度比6.4%、額にして2億4,873万1,000円の増となります。

この結果、収益的収支予算でございますが、収支均衡予算として編成をさせてい ただきました。 次に、本予算と改革プランとの数値目標との関係について申し上げますけれども、一つは経常収支比率でございます。改革プランによると22年度は98.9%ですから、若干の赤字を見込んでおりましたけれども、ただいま申しましたとおり収支均衡算定としたことによりまして、22年度予算については100%というふうにさせていただき、1.1ポイントの増でございます。2つ目には職員給与比率でございます。これも改革プランでは61.9というところだったんですけれども、予算編成ではこれも60.5%ということで1.4ポイントの減、これは低いほうがいいということになりますので減でございます。病床利用率については、改革プランは82.7%を見込んでおりますが、予算では医師の増ということを背景に89.2%、こちらは6.5ポイントの増としております。いずれも改革プランの数値目標を上回る設定としておりますので、議員各位の特段のご理解とご支援をお願い申し上げる次第でございます。

資本的支出でございますけれども、こちらのほうは3か年継続事業として推進をしてまいりました6・7病棟改築事業が最終年度となります。病棟建設工事費や関連経費、さらには電子カルテの整備、MRIの更新経費など医療機器等の整備に要する経費として総額34億7,244万5,000円とするものであります。

次に、病院組織について申し上げます。

新年度より、副院長は現在2名体制でございますが、新たに看護部から1名を副院長として増員をし、副院長3名体制といたします。さらに、事務長職については、知識及び経営経験豊富な人材を公募採用するということで強化を図ったところでございます。本日、新年度より事務長に就任予定の菅野俊明さんが出席をしておりますので、後ほど自己紹介をしていただきます。よろしくお願い申し上げます。

今期定例会には、ただいま申し上げました「平成22年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」を含めまして、報告1件、単行議案3件、予算議案2件、計6件の提案をしております。詳細につきましては、この後、事務長からご説明を申し上げますので、慎重にご審議の上、速やかな議決を賜りますようお願いを申し上げましてあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

議長(市村喜雄君)

事務長。

事務長

ただいま議題となっております報告第1号から議案第5号までの報告1件、議案 5件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第1号「専決処分の報告について」であります。

専決処分いたしましたのは、専決第1号「福島県市町村総合事務組合を組織する 団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について」であります。

これは、郡山地方広域市町村圏組合が本年3月31日をもって解散することにより、福島県市町村総合事務組合から脱退することです。さらには、本年4月1日から「公立小野町地方綜合病院組合」が「公立小野町地方綜合病院企業団」に名称変更することに伴い、当組合を組織します団体数の減少及び規約の変更について協議がありましたので、異議のない旨回答するに当たり、企業長の専決処分事項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

次に、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。 それでは、内容の説明をいたします。

専決処分いたしますのは、専決第2号「損害賠償の額の決定及び和解について」であります。その性質上、急施を要し、議会を招集の上ご審議いただく時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

須賀川市におきましては、特別職等の給料月額を平成22年4月1日から平均2%減額することから、これらの情勢を踏まえまして、当病院企業団の企業長の給料につきましても月額70万円から68万6,000円に2%減額するものでございます。

なお、平成21年度と22年度の2か年につきましては、病院の財務状況等を考慮し、月額70万円を63万円に7万円、いわゆる10%を減額しておりましたが、今回の改正に伴いまして、附則第2項にありますとおり、平成22年度につきましては68万6,000円を61万7,400円と引き続き10%減額するものでございます。

次に、議案第3号「公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

平成20年度に人事院は、勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分とする勧告を行い、これに基づき須賀川市は本年1月1日から勤務時間の短縮を実施し、さらに県や構成町村においても本年4月1日から実施する予定であります。こうした情勢を踏まえまして、当病院企業団においても本年4月1日から勤務時間を短縮するため、企業長が定める職員の勤務時間、休暇等に関する規程等を改正する予定でございますが、職員の給与条例第14条第3項に規定されております、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の超過勤務手当の支給要件についても、企業長が定めます給与に関する規程において定めることとしておりますので、これを削除するものでございます。

次に、議案第4号「平成21年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正は、第2条に定めます業務の予定量の主な建設改良事業の建設改良費 13億5,572万3,000円を12億9,983万3,000円に改めるもの でございます。これは、最下段にありますとおり、第2項、建設改良費5,589万円を補正減するためのものであります。

補正の内容についてご説明いたします。 4 ページをごらんいただきたいと思います。

下段の支出の欄をごらんいただきたいと思います。 2 項 2 目病院改築事業費 5 , 5 8 9 万円の補正減は、備考欄に記載してありますとおり、委託費 2 , 5 9 4 万円及び工事費 1 , 5 0 0 万円の減につきましては、事業内容の変更に伴いまして翌年度に実施するものであります。医療機器整備費の 1 , 4 9 5 万円の減は電子カルテ整備費の請差でございます。

次に、上段の収入の欄をごらんいただきたいと思います。

支出の補正減に伴いまして、この財源であります出資金1,340万1,000 円及び企業債4,250万円を補正減するものでございます。

前に戻りまして2ページをごらんいただきたいと思います。

ただいまご説明いたしました補正減に係る事業につきましては、平成20年度か

ら3年間の継続費を設定しておりますので、第4条に定めますとおり、平成21年度の事業費13億3,387万7,000円を12億7,798万7,000円、いわゆる5,589万円の減に、22年度の事業費を29億6,696万8,000円を30億2,285万8,000円に、いわゆる5,589万円の増に、年割額を補正するものでございます。

5ページの資金計画、それから6ページ、7ページの予定貸借対照表及び8ページの継続費に関する調書については、予算の説明書の補正でございますが、説明は 省略させていただきます。

続きまして、議案第5号「平成22年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」 についてご説明いたします。予算書のほうをごらんいただきたいと思います。

平成22年度の予算につきましては、ただいま企業長から説明がありましたとおり、常勤医師4名の増員に伴いまして、収入の増が見込まれることから、平成22 年においては収支均衡予算を編成したところでございます。

それでは、予算の主な内容についてご説明いたします。

最初の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条、業務の予定量についてでございますが、(1)の稼働可能な病床数は、前年度の211床から1床増加しまして212床としております。(3)の1日平均患者数は、入院で前年度より17人増加の192人を見込んでおります。これは常勤医師の増員による患者数の増加と、それから新病棟稼働に伴い、来年3月の1か月分については入院患者数を210人見込んだことによるものです。

外来につきましても、医師の増加により前年度より12人増の377人を見込んでおります。

これによりまして(2)の年間患者数は、入院で6万9,971人、外来で9万1,612人と見込んだところでございます。

次に、主な建設改良事業でありますが、建設改良費及び病棟改築事業費として30億7,944万7,000円、2つ目に医療機器等の資産購入費2億6,860万円を予定しております。

第3条及び第4条につきましては、3ページからの予算実施計画においてご説明 いたします。2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第5条の継続費につきましては、先ほどの21年度補正予算の中でご説明いたし

ました内容のとおり定めるものであります。

第6条の企業債につきましては、6・7病棟改築事業及び医療機器等の購入経費 に充てるため、起債の限度額を24億4,560万円とし、その他起債の方法等に ついて記載のとおり定めるものでございます。

第7条の一時借入金は、その限度額を2億5,000万円と定めるものでございます。

第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費、いわゆる流用禁 止項目として、職員給与費及び交際費の2項目を定めるものでございます。

第9条の補助金は、他会計からの補助金等について(1)から(4)まで記載の とおり定めるものであります。

第10条の棚卸資産購入限度額は、薬品費、診療材料費、給食材料費、燃料費等の貯蔵品の購入についてその限度額を定めるもので、7億4,757万8,000 円と定めるものであります。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

予算の実施計画についてご説明いたします。

初めに、1款1項1目入院収益でありますが、1日平均患者数192人、平均診療単価3万7,553円を基礎として積算しまして、26億3,175万2,000円とするものであります。これは先ほどご説明いたしましたとおり、医師の増員により、前年度に比較して3億9,612万7,000円の増加を見込んでおります。

次に、2目外来収益でありますが、これも医師の増員によりまして、1日平均患者数377人、診療日数243日、平均診療単価を9,909円と見込み、前年度と比較して8,193万円増の9億781万5,000円とするものであります。

3目その他医業収益4億1,726万8,000円は、室料差額収益ほか、記載のとおりでありますが、そのうち一番下にあります他会計繰入金2億5,371万5,000円は、救急医療、小児医療などの不採算医療に対する構成市町村からの繰入金でございます。

次に、2項医業外収益でありますが、主なものについてご説明いたします。

2目他会計繰入金2,526万9,000円は、企業債元利償還金のうち利子分について、一定の割合で構成市町村から負担していただく出資金であります。

3目他会計負担金7,944万5,000円は、病院企業団及び高等看護学院の 運営費として、構成市町村から分賦金として負担していただくものでございます。

5目訪問看護収益2,400万円は在宅訪問医療に係る収益であります。

6目その他医業外収益3,222万1,000円の主なものは高等看護学院収益 の2,352万円であります。

8目地域包括支援センター収益2,787万円は須賀川市からの運営委託料などであります。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。支出についてご説明いたします。

1款1項1目給与費は23億8,021万2,000円であります。これは、医師24人、看護師177人、医療技術員33人、事務職21人及び技能労務職10人の給料、手当及び法定福利費を初め、非常勤医師の報酬、臨時職員の賃金などであります。前年度に比べまして1億1,396万8,000円の増加となりましたが、これは主に常勤医師4名の増員と非常勤医師の報酬の増加などによるものでございます。

なお、改革プランに基づく給与費比率を達成するため、期末勤勉手当から0.6 2月削減することとし、それから管理職手当についても20%から5%の割合で削減することとしております。

次に、2目材料費7億2,195万9,000円は、薬品費や医療材料費等の購入経費であり、前年度より1億2,095万9,000円の増加となっておりますが、これは後発薬品の積極的な採用など経費削減に取り組んでいるものの、医師の増員に伴い患者数が増加することや、がん患者に対する化学療法に伴う抗がん剤やリウマチ薬などの高額な薬品が増加すること、さらには整形外科医師の増員によりまして、手術等に係ります診療材料費の増加によるものでございます。

3目経費6億6,258万1,000円は、光熱水費や燃料費、修繕費、医療機器や事務機器の賃借料、医事業務や施設維持管理、清掃業務の委託料、退職手当負担金などが主なものとなっております。前年度に比べまして3,758万3,000円の増加となっておりますが、これは主に新病棟稼働に伴います光熱水費等の維持経費や福島県総合事務組合への退職手当負担金1,000万円、これは退職者の増加によりまして、これらが増加することによるものでございます。

それから、4ページの4目減価償却費1億6,285万7,000円は、建物ほか記載の固定資産について定額法により償却するものでございます。

5目資産減耗費1,000万1,000円は、医療機器更新により使用しなくなった器械備品を除却するために発生する固定資産除却費であります。

6目研究研修費1,650万9,000円は、医師、医療技師及び看護師が学会 や研修、研究会に出席するための経費であります。

次に、2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費1,899万6,00 0円は、21年度末までに借り入れました企業債の償還利子であります。

なお、継続費に係ります企業債額については資本的支出から支出するため除いて ございます。

2目繰延勘定償却1,298万5,000円は22年度から新たに発生した費用でございますが、病院事業は非課税売り上げの割合が大きく、決算時の消費税経理において、支払った事業費に含まれる5%の消費税は、今まである程度の金額でございましたので、その中で処理できましたが、21年度の6・7病棟の改築事業の消費税が6,492万5,000円と多額となり、これを一括雑損失で処理いたしますと赤字が膨らむため、これを固定資産に経理いたしまして、繰延勘定償却として5年間で償却するものでございます。

3目雑損失と4目感染症病床費は存目計上であります。

5 目病院企業団費 1 8 2 万 6 , 0 0 0 円は、議員及び監査委員の報酬から次のページの交際費までの病院企業団の運営に要する経費であります。

6目高等看護学院費1億113万9,000円は、教職員等10名分の人件費を 初め、記載のとおり学院運営に要する経費であります。

7目訪問看護費3,142万円は、訪問看護ステーションの事業経費で、人件費が主なものとなっております。

7ページの8目地域包括支援センター費2,540万1,000円は、須賀川市からの委託により事業を実施しておるものでございますが、人件費が主なものでございます。

8ページの9目指定居宅介護支援事業費876万円は、介護支援専門員によります要支援または要介護状態にある高齢者対象にケアプランの作成などの事業を行っておりますが、人件費が主なものでございます。

10目消費税400万円は、保険適用外の自由診療、人間ドック、各種証明書等にかかります課税売り上げに対して納付予定消費税を計上しているものでございます。

次に、3項の特別損失は存目計上であります。

この結果、1ページの第3条に記載のとおり、病院事業収益及び病院事業費用それぞれ41億5,865万8,000円を見込み、収支均衡予算としたところでございます。

次に、資本的収支についてご説明いたします。 9 ページをごらんいただきたいと 思います。

資本的収入の総額は33億2,523万円であります。1項1目出資金8億7,963万円の内訳は、企業債元金分について構成市町村からの出資金7,189万5,000円、改築事業及び医療機器整備費に係ります須賀川市からの合併特例債によります出資金7億7,148万5,000円、それから什器備品等の起債対象外に係ります構成市町村からの出資金3,625万円であります。

2項1目企業債24億4,560万円は、医療機器、MRI更新に係るものが2 億400万円、改築事業に係るものが22億4,160万円であります。

次に、資本的支出の総額は34億7,244万5,000円であります。1項1 目企業債償還金は1億2,439万8,000円であります。参考までに、平成2 1年度末の未償還企業債残高は16億2,565万6,000円となる見込みであります。

2項1目建設改良費5,658万9,000円は、職員1名の人件費、仮設プレ ハブのリース料、それに改築事業に係る企業債の利息であります。

2目病院改築事業費30億2,285万8,000円は継続費最終年度の事業となります。委託費や新病棟の建設工事費などであります。

次に、3目資産購入費2億6,860万円は、医療機器費であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対しまして不足する額1億4,721万5,00円は、1ページに記載してありますとおり、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、10ページ以降でありますが、10ページが資金計画、11ページから15ページは予定財務諸表となっております。説明は省略させていただきます。

次に、16ページをごらんいただきたいと思います。

給与費明細書でございます。1総括の職員数でありますが、職員は、医師、看護師等を合わせまして281人、前年度と比較して1名増となっております、給与費は、前にもご説明いたしましたとおり、医師の増員などによりまして、前年度に比較して9,086万4,000円、法定福利費で2,089万9,000円増加し、全体では1億1,176万3,000円の増となっております。

17ページをごらんいただきたいと思います。17ページから18ページ(6)までが給料及び手当の状況でありますが、職種別となっており、医療職の(一)は医師、(二)は医療技術員、(三)は看護師となっております。給料及び手当の状況は記載のとおりでございます。

18ページの最下段は継続費に関する調書となっております。

以上、報告1件、議案5件について提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長(市村喜雄君)

この際、申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

これより報告第1号「専決処分の報告について」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、塩田議員。

3番(塩田邦平君)

先ほど企業長のほうから会議前にいろいろとごあいさつの中にございましたこと について1つだけ質問させていただきたいと思います。

USBメモリーを紛失されたということでございますけれども、いずれにせよ大変なことでありますが、多分、不可抗力だとは思いますけれども、経緯等について説明はあったが、具体的に今後どういう形で対応されるのかということと、そのほか実害とか悪用されたとかということはなかったのかどうか、ということについてお伺いしたいというふうに思います。

議長(市村喜雄君)

ただいまの3番、塩田邦平議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。 企業長。

企業長(伊東幸雄君)

USBメモリーの件でお答えをさせていただきたいと思います。

重ね重ね大変申しわけないと思っておりますけれども、内部規程は既に何回か出 しておりまして、USBの管理については一応規程があって、それを遵守すればと いうこともあったんですけれども、たまたま今回はポケットに入れてそのまま帰っ てしまったという、ちょっとした甘さが出たということで大変遺憾だと思っており ますけれども、このセキュリティーについて今洗い出しをもう一回やってもらって、 どこかに問題があれば直していこうということで担当のほうに指示しております。 あと、これは8日に紛失をして、報告が10日にあったんですけれども、その辺の 検証と、そのときにすぐに各所属長を集めまして、口頭できちんと事件のてんまつ と、少なくとも管理規程に違反して外に持ち出すようなことについては、もう一回 徹底的に注意をしてくれということを申し上げまして、とりあえず緊急的にはそう いう措置をとっております。これからは、どうやってチェックしていったらいいか、 場合によっては、USBメモリーというのは小さいものですけれども、安全な手段 をとるとすれば、例えばそこに大きなストラップみたいなのをつけておいて、少な くとも持ち出すこと自体が不可能なような管理にするとか、あと最終的にやっぱり チェックをするような二重チェックの方法とか今検討させてもらっておりまして、 これもすぐにでき次第実行に移していきたいと思っております。

あと、実害でございますけれども、これは今のところ報告がございませんから、 その紛失に伴って個人情報が何らかの悪用されたという事実はつかんではおりませ んから、そこのところは今のところは大丈夫ではないかと思っております。

以上でございます。

3番(塩田邦平君)

了解しました。

議長(市村喜雄君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

本件については、これにてご了承願います。

次に、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑に入ります。 質疑ありませんか。

3番、塩田邦平議員。

3番(塩田邦平君)

説明内容が専門的なものですから、診療の内容がどのようなものであったのか、 わかりやすく説明をお願いしたい。

以上であります。

議長(市村喜雄君)

ただいまの3番、塩田邦平議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。 病院長。

院長(吉田直衛君)

診療内容説明

3番(塩田邦平君)

了解しました。

議長(市村喜雄君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。 お諮りいたします。

本案については、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。

次に、議案第2号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号「公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成21年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算(第2号)」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号「平成21年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算 (第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成22年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」の質疑 に入ります。

質疑ありませんか。

3番、塩田邦平議員。

3番(塩田邦平君)

資料の4ページの2目材料費でございますが、この材料費の納入の形態といいますか、納入業者の選定、契約、納入方法等についてお伺いをしたいと思います。

議長(市村喜雄君)

ただいまの3番、塩田邦平議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。 事務長。

事務長(阿部泰司君)

材料費の納入につきましては、薬品、それから診療材料費、21年度からSPD を導入しようということで、各業者を選考しまして、それぞれの業者から提案をし てもらいました。プレゼンテーションをしてもらって、その中で単価的に安いもの、 それから病院の管理運営上、運営しやすいものというようなことでいろいろ提案し てもらった中で業者を選定しまして、その業者と21年度は契約しております。以 前は単価契約というようなことで、安い業者を1社に絞ってとか、あと品目ごとに 業者を絞ってやっていたのですけれども、診療材料費については1社にすることに よって院内に在庫を置かないで、業者から直接院内の各職場のほうに運んでもらう ということで、今まで職員が院内の倉庫から、それぞれ必要となった場合、連絡が あって職員が運んでいたというふうなことだったんですが、そういうようなことを 簡素化しよう、効率化しようということで、そういうようなことも含めてSPDの 導入というようなことで21年度から実施したわけですけれども、21年度はそれ ぞれの業者のプレゼンテーションをもって1社で今契約しております。薬品も診療 材料費も1社による納品でございます。そして、業者が直接、医療材料品について は各病棟とか手術室とか、そちらに運んでくるというような形で職員の負担が軽減 されている。あと職員の院内の在庫もほぼ少なくなってきているというふうな状況

であります。ただ、薬品については、またそれぞれの職場に持ってくるというか、 そこまでにはなってはいないんですけれども、1社にすることにより大きく値引き がありますので、それをもって今現在1社で契約をしております。

議長(市村喜雄君)

3番、塩田議員。

3番(塩田邦平君)

説明内容がよくわからない。 1 社というのでは競争の原理が働かないのかなという感じがしたものですから、その部分についてもう一度お伺いをいたします。

議長(市村喜雄君)

ただいまの3番、塩田邦平議員の再質疑に対し、当局の答弁を求めます。 事務長。

事務長(阿部泰司君)

このSPDを導入するに当たって、総合的な経費をそれぞれの業者から提案して もらいました。提出してもらって、そういう中で今現在契約している業者について は、最廉価、一番安い業者を選択して採用するということでございます。

3番(塩田邦平君)

了解しました。

議長(市村喜雄君)

ほかに質疑ありませんか。

7番、森新男議員。

7番(森 新男君)

確認の意味でお聞きしたいと思います。

6ページです。7目の訪問看護費の関連ですが、22年度の予算では収益の部分では約1,000万円近く前年に比べて減収になっております。それで、支出のほうについては逆に240万円くらい増になっているわけです。先ほどの説明ですと、支出のほうは主に人件費だということであります。私がお聞きしたいのは、訪問看護については前年に比べて件数が減ったのかということだと思うんですが、要は人件費について、片方の収入面では約3分の1くらい減ってきているという中で、今後どのように訪問看護について病院として対応していくのか。このような状況を改善するというふうに考えているのか、それとも今のような状況の中で対応していこ

うとしているのか、この辺をお聞きしたいということです。

あと、14ページです。これは平成22年度の予定貸借対照表の中についてですが、大きな2番の流動資産の中に(2)未収金というところがあります。この部分につきましては、平成20年、21年、22年と過去、今回を入れて3年間の流れを見ますと、前年対比で基本的には未収金は減額しているんですが、今度の22年度に限っては当初の予算書の中で見ますと、約3,000万近く未収金が増になっているわけです。今まで過去2年間見てきているというのは、いろいろこの未収金については不納欠損をしたり、いろんなことがあったのかと思いますが、そういった流れの中で22年度が増になっているということは、今のこの社会状況を反映して、未納者、利用者が増えているのかどうか、そういうことを見込んで22年度は3,000万近い増になっているのかどうか、その辺を教えていただきたいと思います。

議長(市村喜雄君)

ただいまの7番、森新男議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長。

事務長(阿部泰司君)

まず、今後の対応については可能性も含め説明いたしますけれども、訪問看護の人件費の比率ですけれども、これにつきましては、今まで正職員2名と嘱託職員2名で対応しておりましたが、1名の嘱託職員が育児休暇に入ったということで、そこに正職員を配置しました。その関係で今回人件費のほうがかかってしまったということであります。

訪問看護の今後の考え方については、後ほど看護部長のほうから説明させていた だきます。

それから、未納者の件ですけれども、未納者につきましては、やはり未収金の解消に向けては努力しているつもりではあるんですけれども、利用する際に連帯保証人をとったり、お金を支払えない場合には借用書とか、そういう連帯保証人までをつけたりとか、あと電話催告、訴訟とかいろいろやってもらうんですけれども、こういうふうな時代、経済状況の中で、未収金者が毎年増えてきております。そういう中で、今後これらの未収金の解消に向けては何らかの対応をしなければならないだろうというようなことで、内部で検討を始めたところでございます。

議長(市村喜雄君)

看護部長。

看護部長(加藤悦子君)

訪問看護の方向性についてですけれども、ただいま訪問看護は、先ほど申しましたように、人数が減ったということで件数が減りました。

それともう一つ、診療報酬上の問題なんですけれども、ALSという機能があるんですけれども、人工呼吸器をつけているという患者さんのところには、1人では当然無理なので2人で行っているという状況があります。ただ、今の診療報酬では1人分の報酬しか払ってもらえませんので、2人で行っても、同じ時間がかかっても収入はないということです。今回の診療報酬では、2人で行った場合にはそれを算定できますよというような改定もありましたので、それについては改善していけるのかなというふうに思っております。これから、病院のほうでも急性期ということでやってきまして、整形外科とか増えてきますと、骨折などで長期間入院しているということが難しくなってきますので、在宅ケアに関しては推進していかなければ、病院のほうの患者も退院できないような状況が出てくるかと思いますので、もっと充実させて推進をしていくというような方向が病院の方向性だというふうに思っておりますので、次年度に向けて体制をきちんと整えていきたいなというふうに思っております。

議長(市村喜雄君)

7番、森新男議員。

7番(森 新男君)

訪問看護についてなんですが、社会のほうの状況もあるでしょうから、いろいろ問題もあるんだろうと思いますが、もう少し収入の面で、前年比960万の減ということは、大体21年の当初予算からすると3分の1まではいきませんけれども、それに近いという減収の予算計上になっております。これについて、どうしてもそういうふうにならざるを得ないのか、それとも何らかの手を加えることによって、そういうものを維持していく、あるいはもっと伸ばすことができるのか、その辺私はわかりませんが、その辺がちょっと気がかりになったということであります。

あと、未収金については、いろいろ努力されているのはわかっております。ただ、 こういう状況ですから、未収金になるだろうという、その未納者が増えるだろうと いうことで増にするということもわからないわけではないんですが、やはり今のこの病院の経営を考えますと、いかに3,000万も未収になるということを予測しているということ自体がどうなのかなという気がしますし、私はそういう意味では、今までが年々見ていますと、前年よりも新年度はもっと改善させるというような方向できていたように思えるんです。だからお聞きしたわけですが、いずれにしても、この未収金についてはしっかりと対応してやっていただきたいなとお願いしておきます。

あと、今の報告書の中で、大変 2 1 年度は努力されているということもわかって おりますので、今後とも努力していただきたいなと思います。

それでは、訪問看護について、今後どのようにその辺を考えて運営するのか、お 聞きしたいと思います。

議長(市村喜雄君)

ただいまの7番、森新男議員の再質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長就任予定者(菅野俊明君)

その点につきましては私のほうからお話しさせていただきたいと思います。

今、医療と介護の連携が非常に強調されていまして、今回の診療報酬の改定の中でも、そこを評価する部分が点数としては上がっております。診療報酬と介護報酬の同時改定が2年後に行われます。6年に1回同時改定ということで、この改定につきましては、医療と介護との連携の部分が一層ある意味高く評価されるようになる形になることがほとんど確実視されています。いわば医療から介護へスムーズな連携がとられるように、そういうことでは介護対象の方が高齢化なので相当増えていきますので、その連携が非常に大事だという形で連携の部分を評価するという形になるんです。そういう意味で、当院はその部分で特に介護の部分が非常に弱体というんですか、弱い部分がございまして、特にケアマネジャーさんが居宅介護支援事業所に1名しか今配置しておりません。というか、ちょっと配置できないような状況になっておりますので、その関係でどうしても訪問看護の対象者、これに属する利用者の方が満杯にはまだなっていないんです。そういう意味では、どうしてもケアマネジャーさんを介して利用者が訪問看護ステーションのほうに流れてくるということになりますので、ここの部分を少し本院で強化する必要が出てきます。そこが次年度の課題、再来年度に向けての継続的な課題になるのかなというふうに考

えております。

いずれにしましても、医療と介護との連携をさらに強化する方向で具体的に進めていきたいなというふうに考えております。

議長(市村喜雄君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号「平成22年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」を採 決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(市村喜雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成22年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

しばらくそのままおまちください。

4月1日から事務長に就任予定の菅野俊明さんから発言の申し出がありますので、 これを許します。

事務長就任予定者(菅野俊明君)

ただいまご紹介いただきました菅野俊明でございます。

4月1日から事務長を引き継いでということになりますが、引き継ぎの業務を含めまして、1月4日から一応勤務しておりまして、この間医事課のほうに籍を置きまして、特に医事課のほう、勉強を含めて病院の内部をきちんと理解するには一からいろんな情報がここに集中しますので、そこから私としても病院全体を見たほうが理解が進むという形で、この間、医事課を中心に今まで病院の中を見てきました。

ご承知のように、病院機関をめぐる情勢は非常に厳しいものがございまして、なかなか環境的には相当厳しいものがありますが、今回、医師体制4名強化されて、要するに病院の経営にとって医師の体制が一番かなめになりますので、そういう意味では非常に明るい材料というんですか、そういったいい状況で引き継ぎを受けるということでは非常にありがたい形で、今後、病院経営改善に向けて引き継ぎをできること、非常に幸いとしています。

その中でも、まだまだ改善しながら、経営改善に向けて乗り越えていかなくちゃいけない課題はいっぱいあるかと思うんですが、とりわけ意思決定のスピードアップ、そして職員の意識改革です。意識改革は自然発生的にできるものではありませんので、少なくとも今の業務改善全般を見直しながら、その作業を通じて職員の意識改革を行っていく、そういった形で4月1日から勤務していきたいなというふうに考えています。

日ごろより皆さんのお世話いただいて運営しているというふうに考えていますが、今まで以上にご指導、ご鞭撻いただきながら、私としては病院経営に向けて、せっかくそういう医師体制の強化の中で、十分この体制を経営体に直結するような形で病院の運営全般に当たっていきたいなというふうに考えています。

どうぞよろしくお願いします。

平成22年3月25日 午後4時18分 閉会